勤務歴によりがん診療病院連携研修の修了と同等以上の経験と知識を有すると認めるための基準（令和４年４月以降）
（病院・診療所薬剤師）

病院または診療所に勤務している薬剤師（病院・診療所薬剤師）について、以下に示す【病院・診療所薬剤師の勤務歴に関する要件】を満たした場合に、がん診療病院連携研修の修了と同等以上の経験と知識を有すると認証する（日本臨床腫瘍薬学会の正会員に限る）

【病院・診療所薬剤師の勤務歴に関する要件】

（１）申請時において、病院または診療所に勤務する薬剤師であり、外来がん治療認定薬剤師の認定を受けていること。

（２）令和４年３月までは診療報酬の外来化学療法加算1、令和４年４月以降は診療報酬の外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準の届出を行っている施設で、がん薬物療法に直近で３年以上従事していること。ただし、従事期間中に最大３年間の中断期間を認める。

（３）申請時の勤務施設において、薬局との連携を行っており、自らが継続的に連携の実績を有していること。

【病院・診療所薬剤師の勤務歴に関する要件】の確認として、以下の書類を提出すること。

①外来がん治療認定薬剤師の認定を受けていることを証明する書類

②勤務病院または診療所の所属長から勤務期間及び施設基準の要件の該当性を認めるための書類

③申請時の勤務施設で連携業務を実施していることを証明する書類

以上